



認定調査 “ワンポイントアドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「2-7.8.9（口腔清潔、洗顔、整髪）」における“見守り等”の定義★★

《確認、指示、声かけ》が必要な場合に“見守り等”を行っているとは判断し、「2.一部介助」を選択しますが・・・

見守り等に 含まれない 状態

自ら歯磨きを行わないので、誘導のために声掛けを行っているが、その後の一連の行為は自分で行えている状態。



「1.介助されていない」を選択。

歯磨きや洗顔等を自ら行う習慣が欠けているため、介助者が声を掛けて促せば、自分で物品を準備し行うことができている場合等は、介助なしと判断します。特記事項には、その様子を記載してください。

見守り等に 含まれる 状態

認知症のため手順がわからないので、一連の行為において指示や確認が必要な状態。



「2.一部介助」を選択。

声を掛けて次々と指示をすることで、物品の準備から歯磨き等の行為が行える場合等は一部介助と判断します。

【要注意】

- ①「排尿、排便」においては、トイレへ誘導するための《確認、指示、声かけ》も“見守り等”に含まれます（トイレの場所がわからない場合、時間で声を掛けて促している場合等）。
※排尿、排便の項目は 介助されていない・見守り等・一部介助・全介助 の4つの選択肢となっているため、トイレへの誘導は「見守り等」になりますのでご注意ください。
- ②「薬の内服」において、自分で薬を準備し飲み込むところを、介助者が傍で見守り確認している場合は「一部介助」になります。
また、介助者が薬を開けて本人に手渡す場合も、手渡し後に自分で口に入れているので「全介助」ではなく「一部介助」になります。
- ③「口腔清潔」において、介助者が入れ歯の洗浄を行っている場合でも、自分で入れ歯を口から出すことができる場合は「一部介助」になります。

【介護認定の状況】（R4.7.7時点）

5月申請 377件のうち審査会の予定が決まっていない数 3件

6月申請 446件のうち審査会の予定が決まっていない数 145件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）